

## ○育休任期付職員採用選考等実施要綱の制定について

(平成16年5月19日島警甲第1167号県警察本部長例規通達)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第143号）の施行により、育児休業の請求の対象となる子の年齢が1歳未満から3歳未満に引き上げられるとともに、代替要員として、臨時的職員の任用に加え、育児休業の請求に係る期間を任用の期間の限度とした職員を採用できることとなった。

これを受け、島根県の各部局においても、職員の育児休業期間中の業務の円滑な執行体制を確保し、仕事と育児の両立を支援するため、育休任期付職員を採用することとなった。そこで、別添のとおり育休任期付職員採用選考等実施要綱を制定したので、職員に周知徹底されたい。

### 別添

#### 育休任期付職員採用選考等実施要綱

##### 1 趣旨

この要綱は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用する職員（以下「育休任期付職員」という。）の選考等に関し必要な事項を定めるものとする。

##### 2 採用の要件

育休任期付職員は、育児休業をする職員の業務を処理するため代替職員を任用する必要があると認められる場合で、当該育児休業に係る請求期間が6月以上のときに採用するものとする。

##### 3 選考対象者

育休任期付職員は、当該育休任期付職員により代替されることとなる職員の育児休業請求期間、勤務地域、業務内容等を総合的に考慮し、次に掲げるいずれかの者（以下「選考対象者」という。）の中から選考する。

- (1) 育休任期付職員採用候補者名簿の登録者（以下「名簿登録者」という。）
- (2) (1)から適任者が得られないときは、経歴、資格、免許等を考慮し、特に適当であると認められる者

##### 4 選考の手続

- (1) 所属長は、職員が6月以上の育児休業をすることが見込まれ、かつ、育休任期付職員を採用する必要があると認めたときは、当該職員が産前産後の休暇を取得する2月前までに、産休臨時的職員任用依頼書（様式第1号）を警務部長へ提出するものとする。
- (2) 所属長は、警務部長の承認を受けて、臨時的職員取扱要領の制定について（昭和38年3月15日島警第62号本部長例規通達。以下「臨時的職員取扱要領」という。）に基づき、産前産後休暇の期間をめぐり臨時的職員（以下「産休臨時的職員」という。）の任用手続をするものとする。

なお、所属長は、育休任期付職員を3の(1)に掲げる者の中から選考するときは名簿登録者の中から産休臨時的職員として任用申請するものとし、3の(2)に掲げる者の中

から選考するときは、原則として、任用したい職員について面接試験を実施し、産休臨時的職員として任用申請するものとする。

(3) 所属長は、産前産後の休暇中の職員の産後の休暇を承認したことにより、現に任用している産休臨時的職員の任用期間満了の日を短縮する必要があるときは、臨時的職員取扱要領に基づき、速やかにその手続をするものとする。

(4) 所属長は、育児休業する職員から、職員の育児休業等に関する規則（平成4年島根県人事委員会規則第3号）第2条の規定に基づく育児休業の承認に係る請求書が提出されたときは、承認後速やかに、次に掲げる書類を添付して、育休任期付職員選考依頼書（様式第2号）を、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）を經由して警察本部長（以下「本部長」という。）に提出するものとする。

ア 選考対象者の履歴書

イ 3の(2)に掲げる者の中から選考するときは、採用しようとする職に必要な、選考対象者の資格・免許等の写し

ウ 現に任用している産休臨時的職員を育休任期付職員として選考するときは、産休臨時的職員勤務状況報告書（様式第4号）

(5) 本部長は、(4)に基づき提出された書類により選考を実施し、選考の結果を所属長に通知するとともに、育休任期付職員に関する同意書（様式第5号）により、任期を定めて採用されること及び当該任期について、育休任期付職員として採用しようとする者の同意を得なければならない。

(6) 所属長は、(5)の結果、当該選考対象者を育休任期付職員として採用しないこととなったときは、新たな選考対象者により、(4)の手続をするものとする。

なお、新たな選考対象者が、3の(2)に掲げる者であるときは、原則として、当該選考対象者について面接試験を実施し、(4)の手続をするものとする。

## 5 採用の時期及び任期

(1) 育休任期付職員の採用の時期は、当該育休任期付職員により代替されることとなる職員の育児休業の開始の日以降とする。

(2) 育休任期付職員の任期は、当該育休任期付職員により代替されることとなる職員の育児休業の請求期間を限度として、個別に定めるものとする。

## 6 任期の更新の手続

(1) 所属長は、育児休業をしている職員の育児休業の期間の延長等により、育休任期付職員の任期を更新する必要があるときは、育休任期付職員任用期間更新依頼書（様式第5号）を、警務課長を經由して本部長に提出するものとする。

(2) 本部長は、任期を更新する必要があると認めたときは、育休任期付職員の任期の更新に関する同意書（様式第6号）により、更新する任期について、当該育休任期付職員の同意を得なければならない。

様式 〔略〕